

# 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第64回）

## 第1分科会議事要旨

(東京地域委員会庶務)

### 1 日時

平成31年3月8日（金）午後1時40分から午後2時47分まで

### 2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

### 3 出席者

(分科会長) 堀内正

(委 員) 甲斐行夫, 加城千波, 片山直也, 堀内成子

(庶 務) 田内東京高裁総務課長, 岡元東京高裁総務課課長補佐

久保寺東京高裁総務課専門官

(説明者) 吉崎東京高裁事務局長

### 4 議題

(1) 新委員の紹介

(2) 委員長及び分科会長の互選

(3) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議  
結果等について

(4) 協議

ア 第88回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

イ 平成31年10月期の弁護士任官候補者に関する情報の収集について

ウ 平成31年下半年期の再任（判事任命）候補者に関する情報の収集について

(5) 今後の予定等

## 5 議事

### (1) 新委員の紹介

協議に先立ち、退任した安浪委員の後任として垣内委員が紹介された。

また、第2分科会の山田委員の後任として杉原委員が選任されたことが報告された。

### (2) 委員長及び分科会長の互選

庶務から、安浪前委員の退任により不在となっている東京地域委員会委員長について、先に開催された第2分科会においては、垣内委員を推すことで分科会としての意見が一致したとの報告がされた。

これを受け、委員長の選出について話し合いを行った結果、第1分科会としても垣内委員を委員長に選出することで意見が一致し、垣内委員を委員長に選出することとした。

また、第1分科会長についても、垣内委員を選出することとした。

なお、委員長代理を第2分科会の山野目委員に、第1分科会長代理を片山委員にそれぞれ引き続きお願いすることが確認された。

### (3) 報告

#### ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載したことが報告された。

#### イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、平成30年12月7日及び同月21日に開催された同委員会における審議結果の概要が報告された。

### (4) 協議

#### ア 第88回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

庶務から、2月22日に開催された指名諮問委員会においては、平成31

年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集及び平成31年10月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について協議されたことが報告された。

イ 平成31年10月期の弁護士任官候補者に関する情報収集について

庶務から、平成31年10月期の弁護士任官候補者について説明があり、協議の結果、弁護士任官候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙1及び別紙2の各書式により裁判所及び検察庁に情報提供受付の周知を依頼すること、別紙3の書式により担当事件の相手方代理人である弁護士に情報提供を依頼すること、別紙4の書式により弁護士任官候補者に関する情報提供者の氏名等の提供を弁護士任官候補者に依頼し、これにより得られた情報提供者に別紙5の書式により情報提供を依頼することとされた。

なお、弁護士任官候補者に関する情報の受付期限は、5月17日（金）までとすることとされた。

ウ 平成31年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、平成31年下半期の再任（判事任命）候補者について説明があり、協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、別紙6及び7の書式により、これまでと同様、対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされ、情報の受付期限については、5月17日（金）までとすることとされた。

(5) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した弁護士任官候補者及び再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされ、6月6日（木）午後1時30分より開催することとされた。

以上

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第64回）

### 第2分科会議事要旨

(東京地域委員会庶務)

#### 1 日時

平成31年3月6日（水）午後1時26分から午後2時10分まで

#### 2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

#### 3 出席者

（分科会長）山野目章夫

（委員）永井撤，三枝康裕，中原亮一，杉原則彦

（庶務）田内東京高裁総務課長，岡元東京高裁総務課課長補佐

久保寺東京高裁総務課専門官

（説明者）吉崎東京高裁事務局長

#### 4 議題

(1) 新委員の紹介

(2) 委員長の互選

(3) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議  
結果等について

(4) 協議

ア 第88回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

イ 平成31年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の収集について

(5) 今後の予定等

#### 5 議事

#### (1) 新委員の紹介

協議に先立ち、退任した山田委員の後任として杉原委員が紹介された。

また、第1分科会の安浪委員の後任として垣内委員が選任されたことが報告された。

#### (2) 委員長の互選

安浪前委員の退任により不在となっている東京地域委員会委員長に、後任の垣内委員を推すことで第2分科会としての意見が一致し、この旨を後日開催される第1分科会に報告することとされた。

#### (3) 報告

##### ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載したことが報告された。

##### イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、平成30年12月7日及び同月21日に開催された同委員会における審議結果の概要が報告された。

#### (4) 協議

##### ア 第88回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

庶務から、2月22日に開催された指名諮問委員会においては、平成31年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集及び平成31年10月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について協議されたことが報告された。

##### イ 平成31年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、平成31年下半期の再任（判事任命）候補者について説明があり、協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、別紙6及び7の書式により、これまでと同様、対応する検察庁及び弁護士会に

名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされ、情報の受付期限については、5月17日（金）までとすることとされた。

(5) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされ、6月5日（水）午後3時30分より開催することとされた。

以上

(別紙 1)

平成 31 年 3 月〇日

東京高等裁判所長官 殿  
東京地方裁判所長 殿  
東京家庭裁判所長 殿  
東京高等検察庁検事長 殿  
東京地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣 内 正

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 31 年 1 月に裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いします。

なお、任官希望者の担当事件リストを送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

○○弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (○○期)

## 2 情報受付の要領

### (1) 情報の受付期間

平成31年5月17日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

### (2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書の宛て先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リストを添付】

(別紙2)

平成31年3月〇日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣 内 正

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成31年10月に裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者の担当事件リストを添付しますので、貴庁所属の当該事件担当裁判官に対し、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただきますようお願いします。

記

1 任官希望者

○○弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (○○期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成31年5月17日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の

氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法による。

文書の宛て先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

【担当事件リスト中の係属事件を添付】

(別紙3)

平成31年3月〇日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣 内 正

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成31年10月に裁判官への任官を希望する下記1の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者が担当した別紙の事件を通じて、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記2の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いします。

記

1 任官希望者

○○弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (○○期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成31年5月17日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。），又は持参

する方法による。

文書の宛て先 東京地域委員会地域委員長  
送付先 〒100-8933 千代田区霞が関 1-1-4  
東京高等裁判所事務局総務課長

【各担当事件の係属裁判所名、事件番号等を添付】

(別紙4)

平成31年3月〇日

弁護士 ○ ○ ○ ○ 殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣 内 正

裁判官への任官希望者の実情をよく知る者の氏名等の提供について（依頼）

この度、貴殿が平成31年4月に裁判官への任官を希望されたことに伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴殿の弁護士活動の実情をよく知っている方に対し、当地域委員会において弁護士任官に関する情報をお伺いする必要があると思料しますので、お手数ですが、下記の例に該当するような弁護士（10人程度）の住所、氏名及び貴殿との関係を記載した書面を、〇月〇〇日（〇）《発出日から10日後を記載》までに、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長宛てに郵送し（親展表示をする。），又は持参する方法により提出してください。

記

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所を経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁護士）
- 3 直近3年以内の主たる弁護活動において、共に活動したことのある弁護士
- 4 直近3年以内の弁護士としての公的活動において、共に活動したことのある弁護士

文書の宛て先 東京地域委員会地域委員長  
送付先 〒100-8933 千代田区霞が関 1-1-4  
東京高等裁判所事務局総務課長

(別紙 5 )

平成 31 年 3 月〇日

弁護士 ○○○○ 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情をよく知る者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣 内 正

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 31 年 10 月に裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」という。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報を提供していただきますようお願いします。

記

1 任官希望者

○○弁護士会所属 ○ ○ ○ ○ (○○期)

2 情報受付の要領

(1) 情報の受付期間

平成 31 年 5 月 17 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

(2) 情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当

する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）；又は持参する方法による。

文書の宛て先 東京地域委員会地域委員長  
送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4  
東京高等裁判所事務局総務課長

(別紙 6 )

平成 31 年 3 月〇日

東京高等検察庁検事長 殿

○○地方検察庁検事正 殿 (各別に宛先記載)

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 埼 内 正

#### 裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

平成 31 年下半期（平成 31 年 10 月から平成 32 年 1 月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願ひいたします。

#### 記

##### 1 情報の受付期間

平成 31 年 5 月 17 日（金）まで

##### 2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

##### 3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので、所属の検察官からの情報提供は、各検察官から直接、当地域委員会宛てに具体的な内容をもって行っていただきよう御配慮をお願いしたい。

(別紙7)

平成31年3月〇日

○○弁護士会長 殿（会長名も記載）

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 垣 内 正

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

平成31年下半期（平成31年10月から平成32年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願ひいたします。

記

1 情報の受付期間

平成31年5月17日（金）まで

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生

じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供は、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的な内容をもって行っていただきよう御配慮をお願いしたい。

なお、今般、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめるここと段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があつたので、併せて御配慮をお願いしたい。